

保健師または看護師を募集します（産休・育休代替）

宜野湾市役所 こども家庭課（こども家庭センター）

職種	保健師または看護師	
業務内容	相談業務。親子（母子）健康手帳交付および出産後の面談。その後の相談支援業務。入力業務および統計資料の作成。	
応募資格	保健師または看護師	
任用期間	令和7年8月12日～令和8年3月31日(1か月間は、条件付任用期間となります。)	
勤務日	週5日（月曜日から金曜日）	
勤務時間	週37.5時間	
勤務場所	宜野湾市役所 こども家庭課 すこやか親子係	
休暇	年次有給休暇	任用期間、経験に応じ最大20日付与 ※初年度は最大12日付与、勤続年数に応じ労基法に準じ付与日数を追加
	その他の有給休暇	病気休暇（最大年6日）、子の看護休暇（最大年5日） 夏季休暇（最大3日）
	無給休暇	介護休暇等
報酬額（時給額）	保健師1, 722～1, 754円 看護師：1, 542～1, 594円	
報酬支給日	月末締め、翌月15日支払い ※期末勤勉手当については、6月10日及び12月10日支払い	
諸手当	期末手当	あり
	勤勉手当	※任用期間等により対象とならない場合があります。
	通勤手当	距離に応じ支給
※報酬、諸手当、休暇については条例、規則も改正等により変更となる場合があります。		
社会保険	週の勤務時間が30時間以上かつ2か月を超える任用がある場合、または以下の要件を満たせば、厚生年金保険及び市町村共済組合の適用となります。 ・週の所定労働時間が20時間以上30時間未満 ・報酬の月額が8.8万円以上であること ・雇用保険が2か月以上見込まれること ・学生でないこと ※加入要件については、勤務条件等により異なる場合があります。	
雇用保険	以下の要件を満たす場合は対象となります。 ・週の所定労働時間が20時間以上30時間未満 ・31日以上継続して雇用される見込みのもの ・但し、任用期間等によっては対象外となる場合です	
労災保険	あり	
備考	・駐車場は近隣の市民広場が利用できますが個人で契約駐車場を利用している方もおります。	